

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3305号)

令和8年1月28日

横 情 審 答 申 第 3305 号

令 和 8 年 1 月 28 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和6年8月1日総総第357号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和5年度 (1)会計年度任用職員申込書（再度任用） (2)会計年度任用職員再度任用推薦書（面談） (3)会計年度任用職員申込書（再度任用）（申し込みなし）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和5年度 (1)会計年度任用職員申込書（再度任用） (2)会計年度任用職員再度任用推薦書（面談） (3)会計年度任用職員申込書（再度任用）（申し込みなし）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月2日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第5号エに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 審査請求人は、不開示部分のうち職員の氏のみの開示を求めていたため、当該不開示部分の条例第7条第2項第1号該当性について説明する。

(2) 条例第7条第2項第1号該当性について

ア 職員の氏については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、不開示とした。

なお、職員の氏については、本件審査請求文書に記載された各審理員（以下「本件審理員」という。）の戸籍上の氏である。本市では、会計年度任用職員を含む職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めるとした後も、旧姓等の通称を使用するに当たり必要な事項について、横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）で規定している。再度任用事務における書類は、取扱要綱第2条第2項第1号に定める職員としての身分に関する行政文書に該当するため、会計年度任用職員は氏の欄において戸籍上の氏を記載する。

イ 審査請求人は、横浜市ウェブサイトで本件審理員の氏名が公表されていること

及び弁護士業を営んでいることが併記されていると主張するが、本件審理員の氏名は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に基づき、審理員候補者名簿に記載してホームページで公開しているものであり、公表している氏名は、本件審理員が職務上使用している氏名であって、戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かについては記載していない。

ウ 審査請求人は、他の審理員に対する開示請求で開示を受けた対象行政文書には、氏名を記載している事実があり、本件処分と相反すると主張している。横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3047号では、特定の個人が審理員であることを前提に、そのうちの個人を名指して、取扱要綱の届出に係る全ての文書の開示請求に対し存否応答拒否とした原処分は妥当であると判断されており、これ以降の個人の氏に関する開示請求については、いずれの委員が旧姓を使用しているか否かが判明されることのないよう、取扱要綱に基づき戸籍上の氏を記載する箇所又は記載される可能性のある項目について不開示と判断しており、本件処分の判断とは矛盾しない。

エ 審査請求人は、判例において弁護士はみなし公人又は準公人に区分されることから、その氏名を公表することに問題のないこと、弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条に基づき弁護士の氏名が官報により公告されていること及び日本弁護士会ホームページにおいて公表されていることから、本件処分が不当であると主張している。同法第19条では、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは、官報をもって公告しなければならないことを規定しているが、同条は、弁護士が旧姓等を使用しているのか否か及び旧姓等を使用している弁護士の戸籍上の氏が明らかになるような名簿を公告するよう義務付けているわけではない。

また、本件審理員は、弁護士としての立場で審理員業務を行っているのではなく、あくまで横浜市の会計年度任用職員として審理員業務を行っているのであり、弁護士名簿が公告されているからといって、本件審査請求文書に記載された会計年度任用職員としての本件審理員の戸籍上の氏が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいはず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

オ 以上により、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審理員の姓の開示を求める。
- (2) 本件審理員は横浜市のウェブサイトでその氏名が公表されていること、そして弁護士業を営んでいることも併記されている。
- (3) 弁護士氏名は、日本弁護士連合会が弁護士法第19条の規定に基づき官報でもって公告されており、国民が誰しも知り得ている情報であることからして、不開示処分は不当である。

## 5 審査会の判断

- (1) 会計年度任用職員の公募によらない再度任用に係る事務について  
本件審理員は、公募によらずに再度任用された職員である。

横浜市では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員の任用に関する事項について、会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年9月横浜市人事委員会規則第5号）で定め、さらに公募によらない任用については、横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和元年11月達第5号）第3条第4項で定めている。

再度任用の事務は、会計年度任用職員事務運用マニュアルで定められ、会計年度任用職員を任用する所管課は、再度任用の意向のある会計年度任用職員から会計年度任用職員申込書（再度任用）（以下「申込書」という。）の提出があった場合、会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）（以下「推薦書」という。）を作成し、申込書とともに所属する区局の人事・労務担当課へ提出する。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、総務局法制課から同局総務課へ提出された会計年度任用職員の令和6年度申込みに係る再度任用の事務手続における申込書及び推薦書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件審理員の氏、生年月日、年齢等を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示とし、また、一次及び二次推薦者のチェック欄を条例第7条第2項第5号エに該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は本件審理員の氏の開示を求めていたため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

- (3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 不開示とした本件審理員の氏は、本件審理員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、これを公にすることによって、既に公開されている審理員候補者名簿等の他の情報と照合することにより、本件審理員が旧姓等を使用しているか否かが判明する。そして、本件審理員が旧姓等を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

ウ 実施機関は、行政不服審査法第17条に基づき、本件審理員の氏名を審理員候補者名簿に記載して横浜市のウェブサイト上で公表している。しかし、弁護士である本件審理員が職務上の氏名を使用し、実施機関においても弁護士としての職務上の氏名の使用が承認されている場合は、名簿に記載する氏名は弁護士としての職務上の氏名であり、戸籍上の氏は記載されておらず、旧姓等を使用しているか否かについても記載されていない。

審査請求人は、弁護士の氏名は、弁護士法第19条の規定に基づき官報で公告されており、国民が誰しも知り得る情報であるため、本件処分は不当であると主張している。これは、本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。

弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が

弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士としての活動の基本に関する事項が生じたときは当該弁護士の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させることにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に任せられているが、同条を受けて定められた会則第25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が規定されている。

しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、実施機関が審理員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である審理員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。そのため、これをもって本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かが「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。

したがって、本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは、本号ただし書アに該当しない。

また、本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは「当該公務員等の職及び職務遂行の内容」ではないことから本号ただし書ウに該当せず、さらに、本号ただし書イにも該当しない。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。
- (5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第六部会)

委員 松村雅生、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                            | 審 査 の 経 過             |
|----------------------------------|-----------------------|
| 令 和 6 年 8 月 1 日                  | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令 和 6 年 9 月 2 日                  | ・審査請求人から主張書面を受理       |
| 令 和 7 年 10 月 23 日<br>(第 1 回第六部会) | ・審議                   |
| 令 和 7 年 12 月 11 日<br>(第 2 回第六部会) | ・審議                   |